

れいわ ねんど あおもりし じっしやうりやう
令和7年度 青森市インターンシップ実施要領
とくべつし えん がっこう
(特別支援学校)

1 目的

あおもりし インターンシップ 受入制度は、^{うけいれせ いど}高校生（以下「^{い か がくせい}学生」という。）^{たいしてじっせんてき}に対して実践的な
^{しゅうぎやうたいけん ていきやう}就業体験を提供することにより、^{じっしかいてきやうのうりよく}実社会適応能力の育成、^{いくせい}学習意欲の喚起、^{がくしゅうい よく}職業意識の
^{かんやうおよびこうむ}涵養及び公務についての理解の増進等を目的とします。

2 対象者

インターンシップの対象者は、^{たいしやうしや}学生のうち原則として学校教育法に規定する^{こうとうがっこう}高等学校の 2
^{ねんせい}年生とします。

^{がくぶ}学部（^{けんきゅうか}研究科）・^{がっか}学科（^{せんこう}専攻）は問いません。

また、^{つぎ}次のいずれかに該当する者を除きます。

① ^{きん こいじやう}禁錮以上の刑に処せられ、^{けい}その執行を終るまで又は^{しっこう}その執行を受けることがなくなる
^{もの}までの者

② ^{にほんこくけんぽうしこう}日本国憲法施行の日以後において、^{ひ い ご}日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で
^{はかい}破壊することを主張する^{しゅちやう}政党その他の^{せいとう}団体を^{そ の た}結成し、又はこれに^{だんたい}加入した者^{けっせい}また^{また}これに^{かにゆう}加入した者^{もの}

3 受入期間及び受入先

インターンシップの受入期間及び受入先は、「^{うけいれき かん およびうけいれき}令和7年度 インターンシップ受入可能課リスト」
^{べってん}(別添)のとおりです。

※ただし、これに^{きさい}記載されている場合であっても、^{ばあい}希望者多数の場合又はその他の理由により
^{うけいれ}受入れが^{こんなん}困難な場合は、^{ばあい}調整させていただきます。

※これに^{きさい}記載されていない内容について、どうしても^{ないやう}実習を行いたい場合は^{じっしやう}御相談ください。

4 条件及び待遇

① 実習時間

原則として 8 : 30 から 17 : 00 まで

※ただし、受入課の業務時間が異なるときはこの限りではありません。

② 報酬・手当

支給しません。

5 申込方法

それぞれの学校において、希望者を取りまとめの上、下記の書類を郵送等にてお申し込みください。

・「青森市インターンシップ受入制度申込書」（様式第 1 号）……学校が作成

・「青森市インターンシップ調査表」（様式第 2 号）……希望者自身が作成

※様式は青森市インターンシップ受入制度実施要綱に掲載されています。

6 受入学生の決定時期及び通知

申し込み後、速やかに受入れの可否を決定し、各学校に対し通知書を送付します。

7 遵守事項

研修生には次のことを遵守していただきます。

① 職員の指示に従い、誠実に研修すること。

② 市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を乱す行為をしないこと。

③ 研修中に知り得た一切の秘密を他に漏洩しないこと。研修終了後も同様であること。

④ 故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。

⑤研修中に傷害等を受けた場合は、自ら加入する保険などで処理すること。

なお、受入れが決定した学生には、上記の規定を遵守する旨を記載した「青森市インターンシップ受入制度に係る誓約書（様式第4号）」を提出していただきます。

※様式は青森市インターンシップ受入制度実施要綱に掲載されています。

8 申込受付期間

令和7年6月20日（金）まで

※参加希望生徒と受入部署との調整等を行うため、受入れを希望する日の3週間前までに御連絡ください。

※その他、御相談・御要望等ありましたら、御連絡ください。

9 申込先

住所：〒030-8555 青森市中央1-22-5

担当：青森市総務部人事課人事チーム

TEL：017-734-5093（直通）

FAX：017-734-5091

E-mail：jinji@city.aomori.aomori.jp

10 その他

実習先への送迎などはいたしませんので、実習希望先の所在地を御確認の上お申し込みください。

今後の当市のインターンシップ実施の参考とさせていただくため、研修生には、研修終了後、市に対して青森市インターンシップ受入制度に対する意見書提出の御協力をお願いします。